

総社市営斎場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第59号

総社市営斎場条例の一部を改正する条例

総社市営斎場条例（平成17年総社市条例第162号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
別表（第5条関係）					別表（第5条関係）				
区 分		単 位	使用料		区 分		単 位	使用料	
			本市住民	本市住民以外				本市住民	本市住民以外
火 葬	大人	1体	<u>9,000円</u>	<u>44,000円</u>	火 葬	大人	1体	<u>8,000円</u>	<u>43,000円</u>
	小人	1体	<u>6,500円</u>	<u>33,000円</u>		小人	1体	<u>6,000円</u>	<u>32,000円</u>
	死産児	1胎	<u>3,300円</u>	<u>16,500円</u>		死産児	1胎	<u>3,000円</u>	<u>16,000円</u>
手術肢体		1個	<u>2,200円</u>	<u>13,300円</u>	手術肢体		1個	<u>2,000円</u>	<u>13,000円</u>
霊安室		1体（24時間以内）	<u>1,100円</u>	<u>4,100円</u>	霊安室		1体（24時間以内）	<u>1,000円</u>	<u>4,000円</u>
		略					略		
備考 略					備考 略				

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料について適用する。